令和元年度第４回高知県公文書管理委員会議事概要

**資料１**

１　日時　：　令和元年12月２日（月）14時から17時40分まで

２　場所　：　高知県立高知城歴史博物館　１階　ホール

３　出席者：　（委員）山岡会長、福島副会長、依田委員、菊池委員、渡部委員

　　　　　　　（事務局）文書情報課　徳橋課長、柿内チーフ、池川主幹

　　　　　　　（労働委員会事務局）中村次長、小溝審査調整員、種田主幹

　　　　　　　（高知海区漁業調整委員会事務局・内水面漁場管理委員会事務局）井上次長（書記長）

　　　　　　　（選挙管理委員会事務局）梅森書記長、太田書記、濵田書記、近森書記

　　　　　　　（収用委員会事務局）楠瀬局長、中野チーフ、本山主査

　　　　　　　（人事委員会事務局）石原総務課長、近澤主幹

　　　　　　　（監査委員事務局）菅谷監査監、池田主任監査員、本田監査員

　　　　　　　（公立大学法人）上田法人本部総務部長、島田総務企画課長代理、服部、

福留高知工科大学総務部長

　　　　　　　（教育委員会事務局）教育政策課　清藤課長補佐、林チーフ、笹岡主幹、中澤主査

　　　　　　　（高知県警察本部）警務部総務課公安委員会事務室及び県民支援相談課職員４名

４　議事概要

・第３回公文書管理委員会の議事録、議事概要を確認し、確定した。

・高知県公文書等の管理に関する条例施行規則及び知事部局の公文書管理規程が先月制定されたこと、また、その際、前回の委員会で出された附帯意見を踏まえ修正した規定の内容について報告を行った。

・各実施機関（知事、議会、公営企業管理者及び教育委員会のうち県立学校に係るものを除く。）の公文書管理規程の制定について諮問を受け、公立大学法人及び警察本部については引き続き検討を行うものとし、その他の実施機関については「個別の公文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定に当たっては、類似業務を行う国の機関の公文書管理規則を参考にするなど適切に設定すること」等の附帯意見を付して、立案どおり制定することが適当と認める旨の答申を行うこととした。

５　諮問に関する主な質疑、意見（○：委員、◆：実施機関）

【労働委員会】

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置は、知事部局別表第２の例によるということで良いか。

◆良い。

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定に当たっては、中央労働委員会の行政文書管理規則も参考に設定することが望ましい。

【高知海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会】

○高知県公文書管理規程を準用するに当たり、他の実施機関規程の規定ぶりを考慮すれば、「副総括文書管理者が行うこととされる事務を総括文書管理者が行う」ことを明示した方が良い。

【選挙管理委員会】

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置は、知事部局別表第２の例によるということで良いか。

◆良い。

【収用委員会】

○集中管理は導入しないということだが、公文書館へ移管が必要なものは、保存期間満了時に移管されるということで良いか。

◆集中管理は行わないが、保存期間満了時には措置の確認を行い、公文書館長へ協議する。

【人事委員会】

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置は、知事部局別表第２の例によるということで良いか。

◆良い。

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定に当たっては、人事院の行政文書管理規則も参考に設定することが望ましい。

【監査委員】

○文書の保存期間については、別表に記載されているが、保存期間満了時の措置は、備考で定めるものを除き、知事部局別表第２の例によるということで良いか。

◆良い。

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置の設定に当たっては、会計検査院の公文書管理規則も参考に設定することが望ましい。

◆勉強させていただきたい。

【公立大学法人】

○別表で保存期間が30年としている文書は、満了したら基本的に延長になるということか。

◆基本的に延長の措置を取りたいと考えている。

○もし、常用にするほうが適切なものがあれば保存期間は常用とし、延長を前提としない方が良い。

○大学の中期計画は、国の基準では移管だが、廃棄で問題ないか。

○学籍簿が30年で廃棄になっているが問題ないか。

○知事部局規程別表第２(２)の政策単位の文書の移管を規定することが望ましい。

○多大な学問的貢献をした博士論文などは、永久保存が望ましいと思われるが、原則廃棄で良いのか。

○入試の学生募集要項、入試問題、学生便覧、授業概要、図書の蔵書目録などは、歴史資料として重要であり、廃棄してはならない。

○県庁の機関と違って、大学の研究教育機関としての独自性を考慮すれば、公文書館に移管しないで大学が独自に保存することも考えていくことが必要。ただし、その場合についても歴史資料として公開される環境でなければならない。

◆大切な文書を後世の職員が捨てることがないように、文書情報課と相談をして、再検討し、再諮問する。

【教育委員会】

○文書の保存期間及び保存期間満了時の措置は、教育委員会の別表によるということで良いか

◆良い。

○先ほどの県立大学の諮問において、現場の資料について議論があった。学校現場での公文書の位置付けとか概念規定をうまくやらないと、現場での大変重要な歴史資料が失われる可能性がある。行政の現用公文書の管理の感覚で判断すると、学校現場とか地域資料としての学校資料が随分廃棄されると思われる。県立学校の規定が市町村立の学校にも大きな影響を与え、高知県全体の学校資料の保存の一つの指針になるので、事務局感覚とは違う学校資料ということで別表を考えていただきたい。

◆ご指摘の件も伝えて、作成する。

○歴史資料等というよりも学術的に価値のある文書については、公文書館に移管するのではなく、学校で保管する場合も含めて、整理していただき、その辺を意識して検討いただきたい。

◆検討する。

【公安委員会】

○監査はやらなくて良いか。

◆委員３名、事務局２名の５名だけの組織であり、総括文書管理者が作成し、点検するため、組織上監査というのが成立しないという判断で、報告と点検で対応したい。

○別表の保存期間満了時の措置欄に「歴史公文書等は移管」という表現を用いるのは、どのような文書が移管となるのか不明瞭で好ましくないのではないか。

【警察本部長】

○案の第16条第１項の保存期間の短縮の規定は、国も公文書管理法制定時に廃止しており、他の実施機関も今回廃止する。廃止することが望ましく少なくとも短縮できる要件を限定的にする必要がある。

○保存期間満了時の措置の10年保存の欄が「廃棄又は移管」になっているが、判断根拠が不明瞭であるため、表現を再検討すべき。

６　その他

　　第５回の会議の日程を令和２年２月４日（火）午後２時から５時まで、高知県立高知城歴史博物館で行うよう調整することとした。

○次回審議事項

　・教育委員会（県立学校に係るもの）、公安委員会及び公営企業管理者の公文書管理規程（案）の諮問

　・令和２年４月１日に公文書館に移管する公文書に係る諮問（高知県知事）